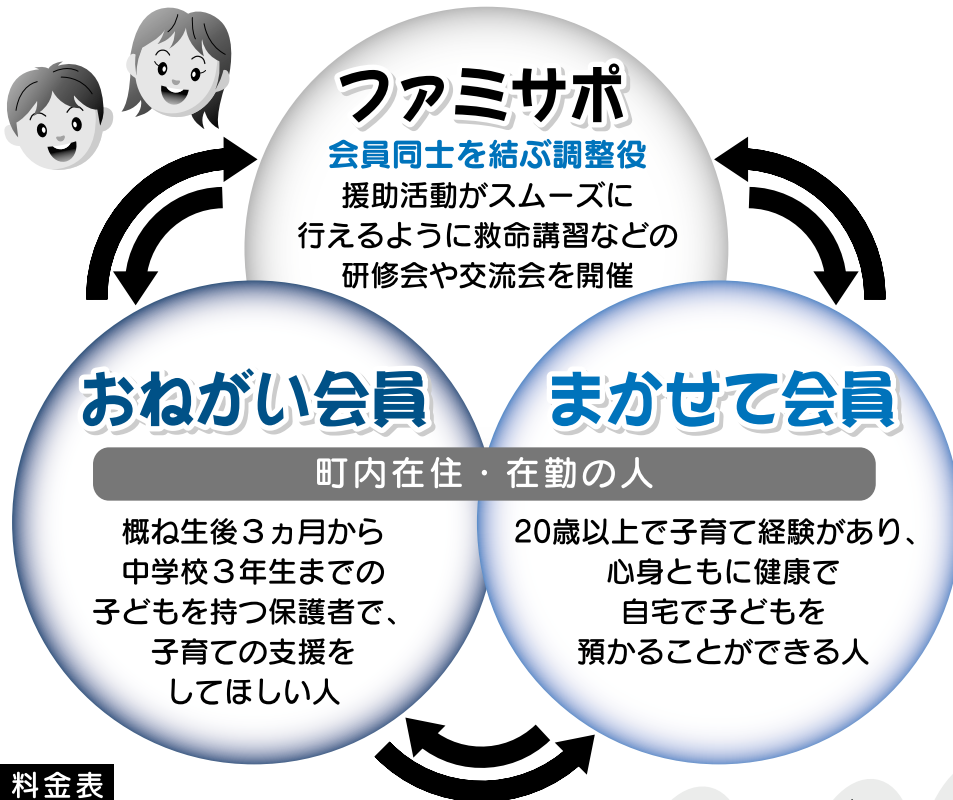


パパ・ママの「困ったな、子どもをみてくれる人がいない…」

# そんな時は しぶかわ ファミリー・サポート・センター

## 子育て家庭のサポーター

★ 随時会員募集中 お気軽にお問合せください ★



### 例えばこんな時

- ・ 保育施設や学校の時間外の子どもの預かり
- ・ 保育施設や習い事の送迎
- ・ 子どもが軽度の病気の時
- ・ 子どもを連れて行けない場所への外出(冠婚葬祭、兄弟の学校行事参加、買物など個人的用事)

### 料金表

	時間	料金
平日	午前7時～午後7時	1時間 700円
	時間外	1時間 800円
土日祝 年末年始	午前7時～午後7時	1時間 800円
	時間外	1時間 900円
病児	診療時間内	1時間 1,300円
病後児	午前8時～	1時間 1,000円(平日)
	午後9時	1時間 1,300円(土日祝)

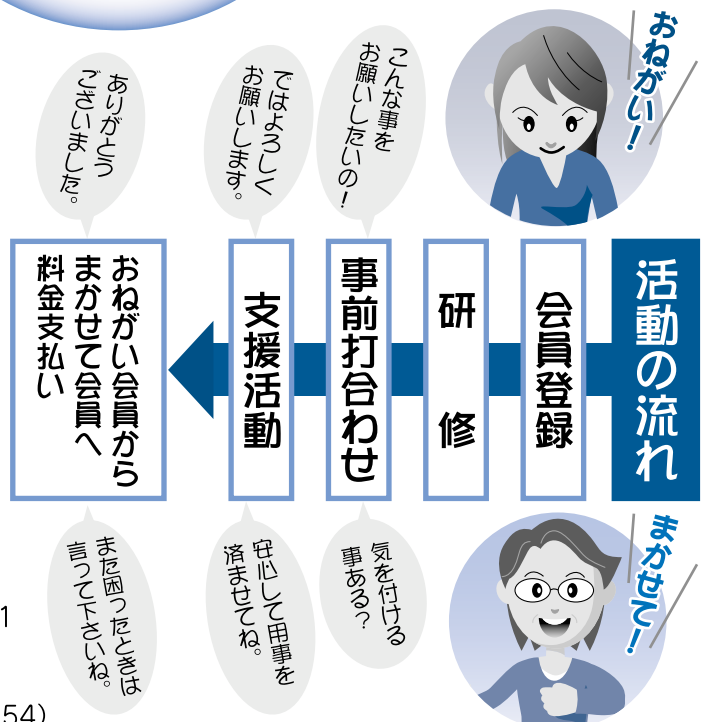
※ひとり親家庭の場合、群馬県より1時間あたり300円(月30時間まで)の支援費が出ます。

### ▶問合せ先

しぶかわファミリー・サポート・センター  
渋川ほっとプラザ2階 ☎22-5200 / FAX 22-5201

☐seeya-famisapo@poem.ocn.ne.jp  
(受託運営 NPO法人シーヤクラブ)

吉岡町役場健康福祉課福祉室 ☎54-3111(内線154)



4月から

# 「子ども手当」が 「児童手当」に変わりました

新法の成立により、平成24年4月分から児童手当となり  
ました。

3月まで子ども手当  
を受給していた人は、  
6月の現況届を提出す  
るまでは新たな申請手  
続きは不要です。現況  
届についての詳しいこ  
とは広報6月号に掲載  
します。

## 支給月額

区分		月額
3歳未満		15,000円
3歳以上	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
小学校修了前		10,000円
中学生		10,000円

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんから算定します。(一般的に高校3年生以下のお子さんから第〇子と数えます。)

## 所得制限

6月分の児童手当から所得制限が実施されます。受給者の前年の所得額が所得制限額以上の場合、児童の年齢・人数に関係なく、支給額が一人につき月額5,000円になります。

1月1日現在の扶養親族の数	前年の所得額(円)
0 人	6,220,000
1 人	6,600,000
2 人	6,980,000
3 人	7,360,000
4 人	7,740,000
5 人	8,120,000

所得審査は、現況届を審査するときにを行います。  
6月5日㊤に振り込まれる  
2・3・4・5月分の手当に  
ついては、所得の審査はあり  
ません。

## 子ども手当の申請期限 9月末まで延長

平成23年10月に子ども手当制度が改正され、平成23年10月から平成24年3月分の手当を受給するには3月末までに申請が必要でしたが、このたび申請期限が9月末までに延長されました。  
まだ平成23年10月からの特別措置法による子ども手当の申請をされていない人は、申請が必要となります。

手続きがお済みでない人は、お問合せください。

### ▼問合せ先

健康福祉課福祉室  
☎54・3111(内線154)



## 学童クラブを 運営してみませんか?

### 町では、学童クラブ(放課後留守家庭児童の保育)の起業・運営に興味がある団体などを支援します。

▼問合せ先  
健康福祉課福祉室  
☎54・3111  
(内線154)

### ▼起業クラブ要件

- ・原則年間250日以上開所できること(最低でも年間200日以上)
- ・年間平均利用児童が5人以上確保できること
- ・町内に児童1人当たりの保育スペースが昼一昼分以上確保でき、その他児童が安全に過ごせる施設などが使用できること
- ・児童厚生員(指導員)を2人以上配置できること